

公立阿伎留医療センター

小児患者の権利

本憲章は、国連「子どもの権利条約(CRC)」、世界保健機関(WHO)の小児医療指針、世界医師会ヘルシンキ宣言、厚労省「保健医療 2035」および国内の医療倫理指針に基づき、小児患者の権利を次のとおり定めます。

第1条 すべての小児がもつ基本的権利

1.1 尊厳と平等の権利

小児は、年齢、病気、障がい、家庭環境、社会的状況にかかわらず、人格と尊厳を尊重される権利があります。

引用: CRC 第2条(差別の禁止)

「いかなる理由によっても差別されず保護される」

第2条 小児の最善の利益が最優先される権利

2.1 Best Interests of the Child(最善の利益)

医療のあらゆる場面で、小児の最善の利益が最優先されます。

引用: CRC 第3条1項

「子どもに関するすべての行動において、子どもの最善の利益が第一次的に考慮される」

2.2 治療方針の選定は、医学的利益+心理的安全+生活背景の統合評価で判断する

(痛み・不安・心理的負担・学校/生活への影響・家族の支援状況 など)

第3条 わかりやすい説明を受ける権利(Information & Communication)

3.1 小児が理解できる方法で説明を受ける権利

年齢・発達段階に応じた言葉・絵・模型・視覚教材などを用いて説明されます。

引用: CRC 第12条(意見表明権)

「子どもは自らの意見を表明する機会を保証される」

3.2 小児特有の心理的配慮を伴う説明

- ・ 不安・恐怖を軽減する語り方
 - ・ 手技や痛みについて事前に知らせる
 - ・ 親・支援者と一緒に説明を受ける権利
-

第4条 自分の気持ち・意見を表明する権利(Voice of the Child)

4.1 気持ちや希望を述べる権利

小児は、「いやだ」「こわい」「ここが痛い」「こうしたい」などの気持ちを表明する権利があります。

引用: CRC 第12条

「子どもは、自分に影響を及ぼすすべての事柄について意見を述べる権利がある」

4.2 それが治療方針の決定に反映される権利

意見は単に「聞くだけ」ではなく、治療判断に重要な要素として扱われます。

第5条 治療をいっしょに考えてもらう権利(Shared Decision-Making)

5.1 小児は「治療の主体」である

年齢に応じ、医療者は小児を治療のパートナーとして扱います。

引用:WHO Child-Centered Care 指針

「子どもは医療の受け手であると同時に意思決定の主体」

5.2 保護者・家族・支援者は、小児の意思を中心に治療選択に参加する

家族の判断であっても、小児本人の意思・性格・生活背景が最大限反映されるべきです。

第6条 痛み・不安・苦痛を最小限にしてもらう権利

6.1 Pain Management(痛みの管理)

小児は、痛みを「我慢する」存在ではなく、適切に評価され、治療されるべき存在です。

引用:WHO Pediatric Pain Guidelines

「子どもの痛みは評価され、治療されるべきである」

6.2 不安・恐怖の軽減

- 医療処置前の説明
- 家族の付き添い

- ぬいぐるみ・好きな物の持参
 - チャイルド・ライフの考え方の導入
-

第7条 プライバシーが守られる権利

7.1 身体的・心理的プライバシー

小児は、年齢に関わらずプライバシーのある環境で検査・診察を受ける権利があります。

引用: CRC 第16条(プライバシーの保護)

7.2 小児が「恥ずかしい」と感じる場面には配慮する

(着替え・身体診察・排泄に関わる支援など)

第8条 家族と一緒にいられる権利

8.1 保護者と一緒にいる権利

入院や検査・説明の場面で、小児には家族と一緒に過ごす権利があります。

引用: WHO Hospitalized Children Charter

「子どもは、家族と一緒にいられることが心理的安定の中心である」

第9条 安全な医療環境で治療を受ける権利

9.1 医療安全・感染管理が徹底された環境

9.2 小児の事故・転倒・誤薬などから守られる環境

第 10 条 医学研究において守られる権利(ヘルシンキ宣言)

10.1 研究参加は完全に自由(小児本人+保護者)

引用:ヘルシンキ宣言

「研究参加は自発的であり、同意能力が不十分な場合も、できる限り本人の意思を確認する」

10.2 オプトアウト・拒否の権利

不参加による不利益があつてはならない。

第 11 条 質問・相談を自由に行える権利

小児は、医療者に対し

- 不安
- 心配
- 疑問

をいつでも伝えることができ、医療者は丁寧に応じる義務があります。

付記(当院の責務)

当院は、本憲章を実現するために以下を実施します。

1. 小児に適した説明ツール(絵カード、模型、図解)の整備
2. 小児の気持ち・意向を尊重する面接技法の研修
3. 保護者と小児双方の意思決定支援の体系化
4. 小児の痛み評価スケール(FLACC、VASなど)の標準使用
5. プライバシーと心理的安全性を配慮した環境整備
6. 医療安全・感染防止対策の徹底
7. 小児医療に精通したスタッフ教育

子どものけんり（ひょういん かんたんばん）

だいじにされるけんり

あなたは、ねんれいや病気につかわらず、だれからもだいじにされます。

わかりやすいせつめいを聞くけんり

医師やスタッフから、やさしい言葉でせつめいをしてもらえます。

自分の気もちやねがいを言うけんり

こわい・いたい・しんぱいなど、じぶんの気もちを言うことができます。

ちりょうをいっしょに考えてもらうけんり

あなたの気もちを聞いたうえで、ちりょうをいっしょに考えます。

プライバシーがまもられるけんり

はずかしいことや、わたくしのことはていねいにまもられます。

つらさ・いたみをできるだけ少なくしてもらうけんり

いたみや苦しいことを、がまんしなくてよいように
てつだってもらえます。

ひょういんの人になんでもきいてよいけんり

しらないことや心配は、なんでも聞いていいです。

家族といっしょにいられるけんり

しんぱいなとき、だいじな家族といっしょにすごすことができます。